

仕 様 書

1 委託件名

公立大学法人首都大学東京のプレゼンス向上に係る包括的広報委託

2 契約期間

契約確定日の翌日から平成32年3月31日（火）まで

3 履行場所

公立大学法人首都大学東京（以下「法人」という。）が指定する場所

4 目的

法人では平成32年（2020年）4月1日より、法人、首都大学東京及び産業技術大学院大学の名称を変更する。

新名称を十分浸透させるとともに、名称変更を契機として、企業や受験生、保護者、卒業生、地域住民・都民などターゲットを適切に捉え、法人のプレゼンス・ブランド力向上に資する広報を的確に展開していく必要がある。

首都大学東京、産業技術大学院大学、東京都立産業技術高等専門学校の特長などを様々な媒体や手法を用い、広告業等に携わる者の専門的知見を活かしながら、効果的かつ効率的に広報活動を展開するため委託する。

なお、法人が認識しているプレゼンス・ブランド力に係る主な課題は以下のとおり。

- ・ 企業の人事担当者からの認知度が十分ではない。
- ・ 大学に関する各種ランキングにおける認知率やブランド偏差値等の順位が十分ではない。
- ・ 都立の高等教育機関としての都政や都民生活への貢献度合い等に関する法人のPR活動がどの程度伝わっているか、十分に分析できていない。

5 通則

- (1) 受託者は、本業務委託を実施するにあたり、法人担当者と詳細に協議を行い、法人担当者の承認を受けて、委託業務を進めるものとする。
- (2) 受託者は、契約締結後、法人が提供する関係資料や法人担当者との随時の打合せ等により、本業務の趣旨及び目的等について十分理解した上で業務を進めること。打合せは原則として法人が指定した場所において行うこと。
- (3) 契約確定後、速やかに法人担当者と打合せを行い、業務の進め方について確認すること。その後速やかに、実施体制及び作業スケジュールを記載した実施計画書を作成のうえ法人へ提出すること。
- (4) 本委託のため必要となる関係官公庁その他に対する手続は、受託者が迅速に処理すること。
- (5) 本業務を履行するにあたって法人が貸与したデータ、資料等については以下のとおり取り扱うこととする。
 - ア 法人が保有する資料等で本業務に必要と認められるもの（写真のデータ等）については、受託者に無償でこれを貸与する。
 - イ 受託者は、法人が貸与する資料等を複写又は転写する必要が生じた場合は、事前に法人の承認を得ること。また、それらは委託業務完了後、裁断するなど適切に処分すること。

- ウ 法人が貸与する資料等については、受託者は万全の注意をもって保管することとし、委託業務完了後、貸与品を速やかに法人に返納すること。
- (6) 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合等不明な事項は、その都度法人担当者と協議のうえ、決定する。
- (7) 契約金額には、本業務の履行に必要となる一切の経費を含むものとする。
- (8) 法人は、受託者に対して業務の実施状況等について報告を受け、又は説明を求める等の措置ができるものとする。

6 委託内容

(1) 広報媒体の決定

別紙1を参考に、ターゲット（企業、受験生・保護者、卒業生、地域住民・都民）に応じた効果的な媒体を提案し、決定すること。

なお、提案の際は、首都大学東京又は産業技術大学院大学単体で広報する媒体と、東京都立産業技術高等専門学校を含む法人全体として広報する媒体を明確にすること。

(2) 広報スケジュールの決定

上記(1)で決定した媒体ごとに、効果的な開始時期や期間、スケジュールを提案し、決定すること。

(3) デザイン案の作成

ア 上記(1)で決定した媒体に応じて、以下2点のいずれかの内容でデザイン案を3パターン提案すること。

① 首都大学東京、産業技術大学院大学及び法人の名称変更を伝えるためのデザイン

② 首都大学東京、産業技術大学院大学、東京都立産業技術高等専門学校を含めた法人全体をPRするデザイン

イ 決定に当たり2回以上の校正作業（色校正含む。）を行うこと。

ウ デザイン案の制作に当たっては、コンセプトやイメージを法人担当者と協議するとともに、首都大学東京、産業技術大学院大学、東京都立産業技術高等専門学校の担当者等に各大学・高専の特長や取組等を聴取し、それらを踏まえて制作すること。

エ 制作に必要な資料や写真等は原則として法人が提供するが、受託者は必要に応じて取材や撮影、イラスト作成等を行うこと。

オ デザインは、広報の目的に合致し、各媒体及びターゲット企業、受験生・保護者、卒業生、地域住民・都民）に適したデザインとすること。また、本委託により作成する広報物全体、同時期に展開する広報媒体との整合性や親和性を踏まえたデザインとするよう留意すること。

カ ポスター及びチラシは、掲示場所や配布先を考慮したサイズとすること。

キ デザイン案の提案期限は、上記(2)で決定した各広報の開始時期の2か月前とする。これによりがたい場合は、法人担当者と協議すること。

(4) 映像コンテンツの制作

受託者は、以下のとおり、映像コンテンツの作成及び放映手続きを行うこと

ア 内容は、首都大学東京、産業技術大学院大学及び法人の名称が変更となることが伝わる内容とすること。

イ 映像は、首都大学東京、産業技術大学院大学及び法人それぞれについて、15秒間及び30秒間の2パターンずつ作成すること。また、それらをまとめた、法人全体での映像コンテンツについても、15秒間及び30秒間の2パターンずつ作成すること。

なお、映像コンテンツのストーリーや編集等については、法人担当者と協議

しながら行うこと。

ウ 映像コンテンツの使用用途は別紙2を参考としながら、提案すること。

エ 制作映像の仕様

- ① データは、Windows Media Video (WMV形式) とすること。
- ② Windows Media Player に対応すること。
- ③ サイズや解像度等は媒体ごとに異なるため、法人担当者と協議のうえ、活用する媒体が決定後、媒体に応じたサイズや解像度等を決定すること。
- ④ DVD-R及びBlu-rayに格納したものを1本の動画につきそれぞれ5枚ずつ納品すること。

(5) 掲載・放映における手続き

受託者は、上記(1)で決定した広報媒体それぞれにおける掲載申込み・確保やサイズ・データの変換、掲載・放映の確認など、開始から終了までの一切の手続き・作業を行うこと。

7 履行確認

デザインは、Adobe Illustrator形式で解像度400dpi以上の編集可能な状態のものとし、併せてPDFファイル(上記Illustrator形式と同等の画質のもの。)をCD-R等で納品すること。

なお、サイズや解像度等は媒体ごとに異なるため、活用する媒体に応じたサイズや解像度等のデータを納品すること。

また、各広報媒体における履行確認は、広報媒体決定後、法人担当者と協議の上、決定すること。

参考として、別紙1、2に掲げる広報媒体ごとの履行確認は以下のとおりとする。

(1) SNS・WEB広告

アクセス件数等を日報として報告し、一週間ごとの集計表を作成・納品すること。

また、日経ターゲティングメールは、送付日時、送付先等を報告すること。

(2) 映像広告

15秒間及び30秒間の2パターンの動画を格納したDVD-R及びBlu-rayを1本の動画につきそれぞれ5枚ずつ納品すること。

また、放映した動画の種類、掲載時期、掲載期間、放映状況が確認できる写真を納品すること。

(3) トレインチャンネル

放映した動画の種類、掲載時期、掲載期間、放映状況が確認できる写真を納品すること。

(4) ラッピングバス

掲載時期、掲載期間、掲載状況が確認できる写真を納品すること。

(5) 新宿駅京王線・JR線連絡通路看板

掲載時期、掲載期間、掲載状況が確認できる写真を納品すること。

(6) 新聞広告

掲載した新聞を納品すること。

8 納品物

受託者は、本委託の業務結果や記録等を取りまとめ、法人担当者に確認の上、以下のとおり提出すること。

納品物は、上記6に係る成果物及び提出物等について、項目ごとに時系列にファイルリングし、分かりやすいようインデックス等を付けた上で提出すること。

(1) 冊子版

形式：冊子(パイプファイル等)

数量：5部

内容：実施業務の概要、掲示・放映等の証明や状況写真

提出期限：平成32年3月31日（火）まで

(2) 電子版

形式：CD-ROM又はDVD-ROM（ディスクのレーベル面及びケースに、委託件名及び受託者名を印刷すること。）

内容：上記（1）の電子データ等本委託の関連で得られた全てのデータ。

なお、データ形式はMicrosoft Word形式、Microsoft Excel形式、Power Point形式（編集可能なもの）又はPDF形式とする。

提出期限：平成32年3月31日（火）まで

(3) 納入場所

東京都新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリスビル26階

公立大学法人首都大学東京 経営企画室企画財務課広報・特命係

9 帰属

(1) 受託者は、本委託業務に係る成果品の全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。）を委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 受託者は、本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承認を得た場合はこの限りではない。

(3) 上記（2）の規程は、受託者の従業員、下記9の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。

(4) 成果物は、委託者が作成するホームページや各種情報提供媒体等に自由に使用できるものとする。

(5) 受託者は本委託終了後も含め、業務の成果等を委託者の承認を受けずに、自ら使用するほか、他の者に公表、貸与及び使用させてはならない。

10 再委託の取扱い

(1) 受託者は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、予め書面により委託者の承認を得たときはこの限りではない。

(2) 本仕様書に定める事項について受託者と同様に再委託先においても遵守することとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

11 支払方法

履行完了後、適正な請求書を受領した日から起算して60日以内一括して支払う。

12 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

(1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質

減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

13 個人情報の保護

個人情報の保護については、別紙3「公立大学法人首都大学東京 個人情報取扱標準特記仕様書」を参照のこと。

14 機密保持

- (1) 受託者は、委託者から開示された秘密情報を秘密として保持し、事前に委託者の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。
- (2) 受託者は、委託者から開示された秘密情報を知得した自己の役員又は使用人（秘密情報を知得後退職した者も含む）に対し、本契約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。
- (3) 受託者は、委託者から開示された秘密情報の秘密を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複写物等（以下「秘密情報資料」という。）について、秘密が不当に開示又は漏洩されないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理しなければならない。また、本業務委託が完了した時点をもって、直ちに全ての秘密情報資料を破棄・処分し、処分の報告を行うものとする。
- (4) 委託者は、受託者が秘密保持に関する義務違反又は義務を怠った場合、受託者に対して契約書等にある契約解除及び損害賠償等の措置を行うものとする。

15 その他

本契約の履行に際し、法人又は第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任と費用をもって解決すること。

16 問合せ先

東京都新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリスビル26階
公立大学法人首都大学東京 経営企画室企画財務課広報・特命係
電話：03-5990-5389
F A X：03-5990-5379
Mail：houjin-info@jmj.tmu.ac.jp